

# 一般社団法人 熊本県臨床検査技師会

## 組 織 運 営 規 程

### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人熊本県臨床検査技師会（以下「会」という）定款第 55 条に基づき会の円滑運用と目的達成を図るため定めるものである。

### 第 2 章 事 務 局

(事務局)

第 2 条 原則として総務部長の所属する所におくものとする。

2 総務部長は、担当補助者を指名し、業務を補佐させることができる。

### 第 3 章 顧 問

(顧問)

第 3 条 定款第 7 条に定めるもののほか必要に応じ顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員推薦規程に基づき推薦を受け、理事会で承認を得るものとする。

### 第 4 章 会 費

(会費)

第 4 条 定款第 9 条に定める会費は、次のとおりとする。

正会員年会費 7,000 円

賛助会員年会費 30,000 円

2 会費については、その 2 分の 1 を法人会計に、2 分の 1 をその他の事業（情報管理事業・福利厚生事業・学術事業）に充てる。

(納入時期)

第 5 条 規程第 3 条に定める会費の納入時期は、次のとおりとする。

2 正会員は、年度開始前にその会費を一括納入するものとする。

3 新入会員は、入会手続きと同時に入会金及び当該年度会費を一括納入するものとする。

4 賛助会員は、入会と同時に賛助会費を納入するものとする。

5 名誉会員は、会費を免除するものとする。

(臨時賦課金)

第 6 条 会長は、特に必要と認めた場合は、理事会の議決を経て臨時の賦課金を徴収することができる。

## 第 5 章 組 織

(理事の定数)

第 7 条 理事の定数は 30 名とし、選出区分は別表のとおりとする。

- 2 別表の内訳は理事会の議決を経て変更することができる。
- 3 別表の選出理事数は、会長が会の運営上必要と認めたときは、理事会の議決を経て定款第 27 条第 1 項第 1 号の規定数まで増員することができる。

第 8 条 常務理事の定数は 12 名とする。但し、会長がこの会の運営上必要と認めるときは、理事会の議決を経て、定款第 27 条第 2 項の規定数まで増員することができる。

第 9 条 この会に、次の部及び部長を置き、部長は常務理事の互選とする。

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 総 務 部 | 5. 広 報 部 |
| 2. 経 理 部 | 6. 事 業 部 |
| 3. 学 術 部 | 7. 渉外法規部 |
| 4. 組 織 部 | 8. 生涯教育部 |

第 10 条 総務部の分掌事務は次のとおりとする。

- 1 定款・規程及び規則に関する事項
- 2 会務の報告に関する事項
- 3 会議ならびに議事録に関する事項
- 4 文書の授受発行及び記録保存に関する事項
- 5 公印の保管及び管理に関する事項
- 6 事務所の管理に関する事項
- 7 印刷物の配布及びその保存に関する事項
- 8 日臨技との連絡に関する事項
- 9 備品の貸出及び借用に関する事項
- 10 他の主管に属さないもの

第 11 条 経理部の分掌事務は次のとおりとする。

- 1 会計簿の作成及び保持に関する事項
- 2 現金の保管、出納に関する事項
- 3 年度収支予算の編成及び収支決算書作成に関する事項
- 4 会費及び寄付金等の収納督促に関する事項

- 5 予算の執行状況に関する事項
- 6 備品の購入及び廃棄に関する事項
- 7 備品台帳の作成及び保管に関する事項
- 8 その他会計経理及び管財に関する事項

第12条 学術部の分掌事務は次のとおりとする。

- 1 学会開催及び運営に関する事項
- 2 他の学会との連携に関する事項
- 3 学術研究調査に関する事項
- 4 講習会・研修会の開催に関する事項
- 5 他県技師会との学術交流に関する事項
- 6 学術委員に関する事項
- 7 学術研究部門に関する事項
- 8 その他学術研究に関する事項

第13条 組織部の分掌事務は次のとおりとする。

- 1 会員及び学術研究部門員名簿に関する事項
- 2 地域活動に関する事項
- 3 組織強化に関する事項
- 4 その他組織調査に関する事項

第14条 広報部の分掌事務は次のとおりとする。

- 1 HPの編集・運用に関する事項
- 2 会の広報に関する事項
- 3 編集委員会に関する事項
- 4 その他HPに関する事項

第15条 事業部の分掌事務は次のとおりとする。

- 1 行政、医師会等と共同で行う精度管理に関する事項
- 2 九州支部学会、全国学会等の特別な事業に関する事項
- 3 その他公益事業企画立案に関する事項

第16条 渉外法規部の分掌事務は次のとおりとする。

- 1 縣市町村等に対する渉外事項
- 2 他団体との連絡に関する事項
- 3 賛助会員に関する事項

- 4 会員の処遇実態に関する事項
- 5 法規対策等に関する事項
- 6 その他渉外法規に関する事項

第 17 条 生涯教育部の分掌事務は次のとおりとする。

- 1 生涯教育活動の啓蒙と実施の環境に関する事項
- 2 日臨技の計画、方針に沿って、生涯教育活動を計画立案し、実施する事項
- 3 評価・認定に必要な会員からの報告（自己申告）を受け、結果を整理して日臨技への報告を行う事項
- 4 カリキュラム、プログラム作成、運営、評価認定など目的遂行のための部会の設置に関する事項
- 5 その他生涯教育に関する事項

## 第 6 章 運 営

（会 議）

第 18 条 定時総会は年 1 回開催するものとする。

- 2 理事会は理事をもって構成し、年 2 回以上開催するものとする。但し、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 常務理事会は会長・副会長・常務理事をもって構成し、原則として毎月定期的に開催するものとする。但し、会長が必要と認めたとき又は常務理事の 3 分の 1 から会議の目的たる事項を示して請求があったときは随時開催するものとする。

（常務理事会）

第 19 条 常務理事会は総会及び理事会の決定に基づき会の常務を執行し、会の運営に責任をもって当たるものとする。

第 20 条 常務理事会で審議する事項は、次のとおりとする。

- 1 総会・理事会に提案する府議事項の決定
- 2 総会・理事会の決定に基づく執行、運営に関する事項
- 3 理事よりの提案に関する事項
- 4 会員の入会、退会に関する事項
- 5 会の財政確立に関する事項
- 6 各委員会に関する事項
- 7 諸規程に明示されている事項の決定・執行
- 8 その他、必要な事項

(理事の地区業務)

第21条 理事(会長・副会長を除く)は、選出地区において次の業務を行う。

- 1 担当地区内の会員を掌握する。
- 2 地区会員より希望事項を常務理事会及び理事会に提案する。
- 3 常務理事会及び理事会の議決事項を地域会員に通知する。
- 4 その他、必要な事項

(諸規程)

第22条 会のより円滑な運営を図るため、次の規程を定める。

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1 会計規程   | 6 役員推薦規程     |
| 2 旅費支給規程 | 7 表彰推薦規程     |
| 3 管理運営規程 | 8 学術研究部門運営規程 |
| 4 総会運営規程 | 9 情報公開規程     |
| 5 慶弔規程   | 10 個人情報保護規程  |

## 第7章 委員会

(委員会)

第23条 この会に、次の委員会をおく。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 役員推薦委員会 | 4. 学術委員会   |
| 2. 表彰推薦委員会 | 5. 編集委員会   |
| 3. 専門委員会   | 6. 生涯教育委員会 |

(役員推薦委員会)

第24条 役員推薦委員会の構成と運営は、別に定める役員推薦規程による。

(表彰推薦委員会)

第25条 表彰推薦委員会の構成と運営は、別に定める表彰推薦規程による。

(専門委員会)

第26条 専門委員会は、会長の諮問事項を調査し、その結果を答申する。

- 2 専門委員の会の定数は、常務理事会で定め、理事会の承認を得るものとする。
- 3 委員は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱するものとする。
- 4 委員長は、委員の互選とし、委員会の適切な運営を図るものとする。
- 5 委員会は、会長が招集するものとする。

6 委員会は、会合の都度議事録を作成し、総務部長に提出しなければならない。

(学術委員会)

第 27 条 学術委員会は学術事業・公益事業について審議・調整する。

- 2 委員は、学術部長、組織部長、事業部長、学術研究部門長、その他で構成する。
- 3 委員会は、会長が招集する。
- 4 委員長は、学術部長とし、委員会の適切な運営を図るものとする。
- 5 委員会は、会合の都度議事録を作成し、総務部長に提出しなければならない。

(編集委員会)

第 28 条 編集委員会は、HP 及び広報誌等の企画・編集を行う。

- 2 編集委員会の定数は常務理事会で定める。
- 3 委員は、広報部長及び会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱された者とする。
- 4 委員会は、会長が招集する。
- 5 委員長は、広報部長とし、委員会の適切な運営を図るものとする。
- 6 発行責任者は会長とする。
- 7 委員会は、会合の都度議事録を作成し、総務部長に提出しなければならない。

(生涯教育委員会)

第 29 条 生涯教育委員会は、生涯教育の推進と実施に関する業務を行う。

- 2 生涯教育委員会の定数は、常務理事会で定める。
- 3 委員は、会長、学術部長、生涯教育委員会委員長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。
- 4 委員長は、生涯教育部長とし、委員会の適切な運営を図るものとする。
- 5 委員会は、会長が招集するものとする。
- 6 委員会は、会合の都度議事録を作成し、総務部長に提出しなければならない。

(委員の任期)

第 30 条 組織運営規程第 23 条から第 29 条に定める委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合は、会長が推薦し次期理事会での承認を得るものとする。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第 8 章 補足及び附則

第 31 条 この規程にない事項については、常務理事会で審議し、理事会の議決を経て定め

るものとする。

第32条 この規程の改正は、理事会の議決を経て改正することが出来る。但し、第3条及び第4条の改正にあたっては、総会の承認を得なければ改正することは出来ない。

第33条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表 理事の選出区分

選出区分	内 訳	選出理事数
県 央 地 区	熊本市・菊池市・宇土市・菊池郡・阿蘇郡 阿蘇市・宇城市・上益城郡・下益城郡・ 合志市	18名
県 北 地 区	荒尾市・玉名市・山鹿市・玉名郡	3名
県 南 地 区	八代市・水俣市・人吉市・八代郡・芦北郡 球磨郡	3名
天 草 地 区	天草市・天草郡・上天草市	3名
学術研究部門	学術研究部門	3名
計		30名